

介護老人福祉施設 清風会さくら 利用料金一覧

令和3年 4月現在

1ヵ月の料金=30日で計算 (単位:円)

区分	介護保険1割負担分			+		+	実費負担分			→	ご利用料金	
	利用料金	+	加算合計				食費	+	居住費		1日	1ヵ月
第1段階	介護度 1	652				+	300	+	820	→	1,908	57,240
	介護度 2	720			1,984						59,520	
	介護度 3	793	+	58	2,065						61,950	
	介護度 4	862			2,141						64,230	
	介護度 5	929			2,216						66,480	
第2段階	介護度 1	652				+	390	+	820	→	1,998	59,940
	介護度 2	720			2,074						62,220	
	介護度 3	793	+	58	2,155						64,650	
	介護度 4	862			2,231						66,930	
	介護度 5	929			2,306						69,180	
						介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 8.3%増			介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 2.3%増			
第3段階	介護度 1	652				+	650	+	1,310	→	2,748	82,440
	介護度 2	720			2,824						84,720	
	介護度 3	793	+	58	2,905						87,150	
	介護度 4	862			2,981						89,430	
	介護度 5	929			3,056						91,680	
第4段階	介護度 1	652				+	1,392	+	2,006	→	4,186	125,580
	介護度 2	720			4,262						127,860	
	介護度 3	793	+	58	4,343						130,290	
	介護度 4	862			4,419						132,570	
	介護度 5	929			4,494						134,820	

加算合計には、夜勤職員配置加算(27)、看護体制加算(19)及びサービス提供体制加算(18)が含まれています。また、ご利用される方の状態によって、他の加算が加わる場合があります。その他、教養娯楽費150円/日、貴重品の管理を希望される場合は、事務管理費1,500円/月をいただきます。実費負担分については、医療費、理美容費など利用状況により費用がかかります。

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、介護保険(1~3割)負担は必要ありません。

【所得による負担限度額認定について】

所得によって、負担軽減の為に支払い限度額の上限を定める負担限度額認定を受ける事ができます。(お住まいの市区町村役所で申請手続きが必要です。)

限度額認定の基準(1~3段階までが負担限度額認定対象となっています。)

1段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。 ・生活保護等を受給されている方
2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が、年間80万円以下の方
3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が、年間80万円を超える方
4段階	上記以外の方

- ※追加要件
- ①配偶者が市区町村民税を課税されていない。
 - ②預貯金の合計が、配偶者がいる方：合計2,000万円以下、配偶者がいない方：1,000万円以下